

学生支援緊急給付金に関し困窮学生への平等な給付を求める会長声明

政府は、2020年5月19日、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、世帯収入、アルバイト収入等が激減し、経済的困窮に陥った学生に対し、「『学びの継続』のための学生支援緊急給付金」（以下「本給付金」という。）を創設することを閣議決定した。本年9月までに3次推薦までが行われ、給付終了となったが、今後、再追加配分の実施も検討されている。

本給付金は、経済的に困窮し学業継続に困難をきたしている学生を救済し、教育を受ける権利を保障するための措置として是非とも必要なものである。

しかしながら、本給付金の制度は以下の問題を含んでおり、速やかに是正されるべきである。

第1に、外国人留学生に対してのみ「学業成績優秀者」の要件が課せられていることである。

本給付金の要件として「既存の支援制度を活用していること、又は既存の支援制度への申請を行う予定であること」が課せられているが、外国人留学生の場合はこれに代えて、「学業成績が優秀な者であること」、具体的には「前年度の成績評価係数が2.30以上であること」が要件とされている。これは成績上位25～30%程度に相当するとされる。他方で、学業成績以外の代替要件は定められていない。

「既存の支援制度」で求められる学業成績が上位2分の1程度であり、かつ学業成績がこれに該当しなくても学習計画書の提出等で支援を受けられる仕組みがあることに比して、外国人留学生に対しては支給要件が加重されている。

この点について、文部科学省は、「いずれ母国に帰る留学生が多い中、日本に将来貢献するような有為な人材に限る要件を定めた」と説明したと報道されている（2020年5月20日共同通信）。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的困窮に陥った学生に対して「学びの継続」を支援する必要性は、外国人留学生についても異なることはなく、日本に将来貢献するかどうかなどという不明確な事由によって制限されるべきものではない。

加えて、政府は、2008年に「留学生30万人計画」を掲げて以降、外国人留学生を積極的に受け入れる政策をとっており、2019年末に「留学」の在留資格をもつ者は34万人を超えている（2020年3月27日出入国在留管理庁発表）。

このような国家の政策のもとで日本に留学してきた多くの外国人留学生が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって生活に困窮しているのである。

「学びの継続」を支援するという本給付金の趣旨からすれば、外国人留学生に

対してのみ支給要件を加重し、学修意欲のある多くの留学生を支援から除外することに合理性は認められない。

第2に、本給付金の対象学校から朝鮮大学校が除外されていることである。

本給付金は、創設当時、国公私立大学（大学院含む）・短大・高専・日本語教育機関を含む専門学校に在学する学生のみを給付金の対象としたため、各種学校である朝鮮大学校及び外国大学日本校は、大学同様の高等教育機関であるにもかかわらず、対象外とされていた。

後から、外国大学日本校については新たに給付金の対象に含めることとされたが、朝鮮大学校は未だに対象外とされたままである。

しかし、朝鮮大学校については、1998年に京都大学が朝鮮大学校卒業生の大学院受験を認め合格したことを契機として、1999年8月、文部科学省が学校教育法施行規則を改正して大学院入学資格を拡充し、外国大学日本校とともにその卒業生に大学院入学資格を認めている（学校教育法102条1項・同施行規則155条1項8号・学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（平成11年8月31日文高大第320号）第一の二）。また、2012年には社会福祉士及び介護福祉士法施行規則が改正され、朝鮮大学校卒業生にも受験資格が認められる（社会福祉士及び介護福祉士法7条3号・同施行規則1条の3第3項3号）。このように、他の外国大学日本校と同様に、朝鮮大学校を日本の高等教育機関として認める法制度が存在している。

朝鮮大学校の学生も他の高等教育機関に在籍する学生と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に困窮しているという事情に変わりはない。各種学校の認可を受けていない外国大学日本校もこの制度の対象とされているのだから、朝鮮大学校のみを制度から除外することに合理的理由はない。

各種学校に属する朝鮮学校については、高校無償化制度および幼保無償化制度においても政府による除外が行われており、再三にわたって同様の除外、差別政策が繰り返されていることは、看過できないものである。

これらの外国人留学生に対する支給要件の加重や朝鮮大学校の排除は、憲法14条の平等原則、人種差別撤廃条約5条(e)(v)、社会権規約2条2項、13条1項、2項(c)に違反する、合理的理由のない差別である。

よって、当会は、政府に対し、以上の差別を直ちに是正すべく、留学生や朝鮮大学校に通う困窮学生に対しても、他の学生と平等に給付する制度を設けたうえ、速やかに給付することを求める。

2020（令和2）年12月9日

福岡県弁護士会

会長 多川一成